

令和元年 網走市議会
文教民生委員会会議録
令和元年12月13日(金曜日)

○日時 令和元年12月13日 午前10時00分開会

○場所 委員会室

○議件

1. 議案第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分
2. 議案第5号 平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分
3. 議案第7号 網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分
4. 議案第9号 網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について
5. 報告第1号 平成31年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について
6. 請願第22号 網走市介護支援ボランティア制度の導入に関する請願(H30.6.21 採択に決定)
7. 陳情第14号 「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書提出についての陳情

○出席委員(6名)

委員長	永本浩子
副委員長	近藤憲治
委員	金兵智則
	平賀貴幸
	古田純也
	村椿敏章

○欠席委員(1名)

委員	工藤英治
----	------

○委員外議員(1名)

議長	井戸達也
----	------

○傍聴議員(5名)

石垣直樹
小田部照
澤谷淳子
松浦敏司
山田庫司郎

○説明者

副市長	川田昌弘
市民環境部長	酒井博明
健康福祉部長	桶屋盛樹
健康福祉部次長	武田浩一
市民活動推進課長	田邊雄三
戸籍保険課長	江口優一
健康推進課長	永森浩子
社会福祉課長	岩尾弘敏
介護福祉課長	高橋善彦
上水道課長	吉田憲弘

教育長	三島正昭
学校教育部長	林幸一
社会教育部長	猪股淳一
社会教育部次長	岩本博隆
学校教育課長	小松広典
スポーツ課長	阿部昌和

○事務局職員

事務局長	大島昌之
次長	細川英司
総務議事係主査	寺尾昌樹

午前10時00分開会

○永本浩子委員長 それでは、ただいまから文教民生委員会を開会いたします。

初めに、工藤委員より欠席の届け出がありましたので御報告いたします。

本日の委員会ですが、付託されました議案4件、報告1件、請願・陳情2件の合計7件を審査いたします。

進行ですが、初めに市民環境部、健康福祉部関係分の審査を行います。

その後理事者入れかえをし、教育委員会関係の議案を審査し、再度理事者入れかえを行って請願、陳情の審査を行います。

それでは最初に、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち1項目め、就労継続支援給付事業の説明を求めます。

○岩尾弘敏社会福祉課長 議案資料22ページをごらん願います。

障がい者福祉費、就労継続支援給付事業の補正予算につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、障がい者総合支援法に基づく就労継続支援B型に係る給付費について、当初予算において見込んでいなかった過年度利用分の給付費請求が本年度あり、当該事業予算の不足が生じると見込まれることから、これに係る給付費を追加するものです。

過年度分の請求は、1事業所からの平成29年度及び平成30年度のサービス提供に係るもので、請求内容の過誤に伴う取り下げ後の再請求等によるものでございます。

2の補正額ですが、不足が生じると見込まれる額1,500万円を追加するもので、財源は国庫負担金750万円、道負担金375万円、残り375万円は一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○平賀貴幸委員 1事業所の2カ年分のサービスの提供に対する報酬という形に言い換えればなるのだと思うのですが、過誤があつて取り下げたものを2カ年にわたって請求することは、通常聞いたことがないのですけれども、どんな経緯でこういうことが起きたのでしょうか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 給付金の請求については、通常はサービスが行われた翌月に請求があつて、審査を経て支給をするということになるのでございますが、過誤があつた場合、いろいろな加算が間違っていたとかそういった場合にですね、一旦取り下げをして再請求をしてもらうということになるのでございますけれども、それが年度をまたいで提出されたということをごさいます、これに伴う再請求ということでございます。

○平賀貴幸委員 幾つかの流れは私も理解をしているのですが、請求して審査して1カ月後に支給ですから、実際に申請してから2カ月後に給付が

入ってくる形になっているのはわかるのですけれども、それで過年度分が生じるのも、過誤が実際にあればわかるのですよね。ただ、通常それは普通1カ月分とかのはずで、これが2カ年にわたつてというのはちょっと通常あり得ないものですから、これ何カ月分の過誤だったのかということと、なんでそんなに長い期間の過誤がまとめて上がってくるようになったのか、その経過がよくわからないので。

○岩尾弘敏社会福祉課長 今回の再請求分については、平成29年度、平成30年度分全てではなくて、平成29年度分については平成29年8月分から平成30年3月分まで、平成30年度分については、平成30年4月分からの4月分、5月分、平成30年12月分、1月分、2月分分で…すみません。平成30年8月分…失礼します。

○永本浩子委員長 暫時休憩いたします。

午前10時05分休憩

午前10時06分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

○岩尾弘敏社会福祉課長 過年度請求があつた事業所につきましては、平成30年8月に北海道からの指定の取り消し処分を受けまして、その後12月に処分が執行停止となつておりまして、そういった過年度請求は過誤分のほかに執行停止後の請求も含んでおります。

○平賀貴幸委員 執行停止中ということなので、給付の請求があれば給付しなくてはいけないという理屈なので、それで今回は給付をするということですね。

結果的に、その執行停止自体が無効になつた場合については、返還を求めるときもあり得るというふうに理解してよろしいでしょうか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 この事業所については北海道が1回指定取り消しをして、それで執行停止になっているというわけですが、現在裁判等が進められておりまして、最終的に指定取り消しになれば、そういったものは返還請求ということになると思います。

○平賀貴幸委員 法律の流れですからやむを得ないのかなと思いますけれども、その裁判の結果で指定取り消しが有効になれば、これは返してもらわなければいけないものだということが性質としてわかりました。

心配だなと思うのですが、渡してしまったものがちゃんと返ってくるのかなということが一番

正直心配なところで、そこがないようにどうしたらいいかということがあるのですけれども、今も利用されている方がいるのであれば、しっかりとその状況も、北海道が基本的には管轄になると思いますけれども、北海道と連携しながら、見ながら適切にやっていただきたいと思いますと思いますがやむを得ないですよ。

ほかにこの給付を、例えば法務局に供託するとかそういうやり方はないものなのでしょうか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 現在北海道が、当該事業所に監査に入る等の処置を行っております。

これは網走市だけでなく、近隣の市町村においても、そういったサービスの利用者がございますので、北海道と連携しながらそういった対応については考えていきたいと思っております。

○平賀貴幸委員 本当にこれでいいのかなと思っておりますけれども、法的に多分これで瑕疵はないのだと思うので、それを認めないというわけにはいかないのだと思いますが、いずれにしろ適切な対応が必要なきときにはしっかりとやっていただきたいと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、就労継続支援給付事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、2項目めの介護保険特別会計繰出金についてと、議案第5号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分のうち、高額医療合算介護サービス費について関連がありますのであわせて説明を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 それでは議案資料23ページ、24ページをごらん願います。

平成31年度一般会計及び介護保険特別会計の補正予算、高額医療合算介護サービス費に係る補正予算につきまして御説明をいたします。

1の補正の理由及び内容であります、高額医療

合算介護サービス費の増加により、必要となる財源を一般会計から介護保険特別会計に繰り出すこととし、必要な経費を増額補正するものでございます。

高額医療合算介護サービス費につきましては、1年間に支払った医療保険と介護保険サービスに係る自己負担が一定額を超えたときに、費用の一部が払い戻されるものでございます。

初めに一般会計になりますが、介護保険特別会計に繰り出す金額として12万5,000円を補正するものでございます。歳出予算における補正前の額、補正後の額につきましては、2の補正額（1）一般会計の歳出予算に記載のとおりとなります。

次に介護保険特別会計になりますが、高額医療合算介護サービス費の補正額につきましては100万円となり、その財源につきましては国庫負担金補助金が25万円、道負担金が12万5,000円、支払基金交付金が27万円、一般会計からの繰入金金が12万5,000円、基金繰入金が23万円となります。

歳出歳入予算における補正前の額、補正後の額につきましては、2の補正額（2）介護保険特別会計の歳出予算、歳入予算に記載のとおりとなります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。

何か質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、介護保険特別会計繰出金について及び、議案第5号平成31年度網走市介護保険特別会計補正予算中、所管分のうち、高額医療合算介護サービス費については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 では次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、3項目めの生活保護事務費について説明を求めます。

○岩尾弘敏社会福祉課長 議案資料25ページをごらん願います。

生活保護総務費、生活保護事務費の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、生活保

護法の制度改正に伴い生活保護システム改修を行うため、これに係る委託料を追加するものです。

システム改修の内容は、生活保護事務の業務効率化に係る改修3点で、1点目は、生命保険会社に対する加入状況の照会に使用する様式をシステムから出力していますが、これを全国統一の様式に移行するための改修、2点目が、被保護者調査における調査項目に保護の停止理由等の項目が追加されたことに伴う改修、3点目は、進学準備給付金制度が創設され、これがマイナンバー情報連携の対象として追加されたことから、これを情報連携可能とする改修を行うものです。

2の補正額ですが、システム改修の委託料123万2,000円を追加するもので、財源は国庫補助金71万5,000円、残り51万7,000円は一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

よろしいですか。

○村椿敏彰委員 今回の改正の部分で追加項目というところなのですけど、どういう追加項目があるのですか。3つと言っていましたけれど、そのうちの1つが追加項目と言ったと思うのですが、その追加項目というのはどのような追加項目なのですか。

○岩尾弘敏社会福祉課長 マイナンバー情報連携のことだと思いますけれども、生活保護の事務に関する情報というのは、個人情報保護法のマイナンバー連携、社会保障に係る情報のマイナンバー連携の対象になっております。これに進学準備給付金の給付額だとか、給付日だとかそういった情報を掲載して、全国でそういった利用が可能になるという改修がその追加でございます。

○村椿敏彰委員 わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、生活保護事務費については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 では次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、4項目めの生活保護事業について説明を求めます。

○岩尾弘敏社会福祉課長 議案資料26ページをごらん願います。

扶助費、生活保護費の補正予算について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容でございますが、平成30年度生活保護国庫負担金に係る事業実績が負担金交付決定額を下回ったことから、国庫負担金の精算に係る費用を追加するものです。

2の補正額ですが、平成30年度に受け入れ済みの国庫負担金7億8,247万2,000円から実績額の7億4,189万9,000円を差し引いた4,057万3,000円を追加するもので、財源は全て一般財源でございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますでしょうか。

○平賀貴幸委員 国の国庫負担金の返還ということでありましてけれども、返還に至るということは見込みより少ないものがあつたということだと思いますけれども、どんなものがその主な返還理由、見込みより少なかったものになっているのか、状況となぜそれが起きたのかを含めてわかる範囲で説明いただければと思います。

○岩尾弘敏社会福祉課長 見込みより少なかった点でございますが、主なものとして医療扶助費、これは生活保護費の中の五十数%を占めておりますけれども、これが見込みよりも減少したということが主な理由でございます。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 それではほかに何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、生活保護事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 それでは次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算

中、所管分のうち、5項目めの郊外地区飲料水確保事業について説明を求めます。

○永森浩子健康推進課長 議案資料27ページをごらん願います。

平成31年度一般会計保健衛生総務費の補正予算、郊外地区飲料水確保事業について御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、飲用井戸水を利用している世帯が行う浄水機器等の設置に対する助成金について、当初の想定を上回る申請が見込まれるため、追加補正するものでございます。

浄水器等の設置者に対する助成として、追加補正する額は100万円でございます。

2の補正額についてですが(1)の一般会計の郊外地区飲料水確保事業については、簡易水道特別会計の飲料水対策事業への委託事業となっておりますことから、一般会計の歳出予算は、簡易水道特別会計に対する委託料として、郊外地区飲料水確保事業を100万円追加補正し、補正後の額は203万円でございます。

財源は全て一般財源でございます。

(2)の歳出予算、歳入予算につきましては、上水道課の所管となります簡易水道特別会計の補正予算となり、記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、郊外地区飲料水確保事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、6項目めの網走厚生病院脳神経外科運営支援事業について説明を求めます。

○永森浩子健康推進課長 議案資料28ページをごらん願います。

平成31年度一般会計保健衛生総務費の補正予算、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容であります、斜網地域における医療の充実と住民の安心安全の確保を目的として、網走厚生病院が行う脳神経外科の開設に伴う医療機器等の整備に対して補助するため、必要な経費を追加補正するものであります。

金額につきましては1億9,345万4,000円となり、内容につきましては、網走厚生病院脳神経外科の開設に伴う医療機器等の整備費用のうち網走市負担分となります。

財政支援に伴う債務負担行為の設定時におきましては、脳神経外科の開設に伴う医療機器等の整備費用に係る1市4町の負担額を2億2,000万円と見込んでおりましたが、北海道厚生農業協同組合連合会と医師を派遣していただく医療機関における協議が進められ、外来診療、脳ドック、手術、病棟の確保など、予防・救急・リハビリ等を含めた体制整備に必要となる医療機器等が整備され、最終的な整備費用は2億4,091万5,000円となっております。

1市4町といたしましては、住民の命を守る観点から、斜網地域における脳血管疾患に係る医療体制は不可欠であるため、財政支援は必要と判断しております。

当市の負担割合であります、1市4町で協議した結果、救急医療体制の維持確保に対する支援協力といった観点から、今年度における斜網地域救急医療体制づくりの負担割合に基づき80.3%となります。

2の補正額であります、(2)の歳出予算に記載のとおり補正額1億9,345万4,000円の財源内訳は、市債1億7,410万円、基金繰入金1,935万4,000円となります。

歳入予算における科目ごとの補正前の額、補正額、補正後の額につきましては、(2)の歳入予算に記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますでしょうか。

○金兵智則委員 以前、債務負担行為の説明をいただいたときに御説明いただきました。

今、さまざまな内容の中で約2,000万円ふえたのですという御説明だったのですけれども、主なところでこのふえた2千万円というのはどのような感じなのかなど。まずお伺いしたいのですけれども。

○桶屋盛樹健康福祉部長 財政支援の増額理由でございますけれども、当初北海道厚生連で唯一脳神経

外科を標榜する帯広厚生病院をベースに、機器等の整備を見込んでおりましたが、手術機器につきましては医師や現場の考え方、手術の手法などで相違するといったことがございまして、このたび医師を派遣していただく社会医療法人禎心会と北海道厚生連で調整を行い、追加機器が生じたものであります。

高額な部分といたしましては、神経機能検査装置、超音波血流計、超音波手術器、神経刺激モニター、無侵襲混合血酸素飽和度監視システム、こういったものが当初の機器に追加となって増額となったものでございます。

○金兵智則委員 大まかには理解をさせていただきます。

脳外科の先生方が使うものですので得手、不得手のものもあると思いますし、値段も高額なものですので、それについては理解をさせていただきたいというふうに思います。

当初説明いただいたときにですね、できれば年内、年度内、遅くても来年度の4月からはというような感じだったのですけれども、機器の整備はこの予算が通っていくことで進んでいくと思うのですが、今後のスケジュール感というのはどのようになっているかお伺いしたいと思います。

○桶屋盛樹健康福祉部長 開設ですけれども、現時点で1月6日を予定しておりますけれども、外来対応を行うこととなり、2月から医師の派遣をいただいて手術対応が可能になる。こういった体制に向けて現在準備を進めているところでございます。

○金兵智則委員 そうしたら1月から外来対応ということは、1月から常勤のというか、常に脳外のドクターがいてくれて、2月からはさらに手術もできるような体制の派遣があるということですので、ということなのだと思いますけれども、ドクターの体制というのはどの辺まで進んでいるのかなというのを伺いたいのですけれども。

○桶屋盛樹健康福祉部長 医師につきましては、厚生連で派遣医師も含めて3名体制とすることで現在準備を進めているところでございます。

○金兵智則委員 わかりました。

それでは2月から手術も対応していただけるということですので、救急の対応も2月からは行っているというふうな理解でよかったですでしょうか。

○桶屋盛樹健康福祉部長 お見込みのとおりでございます。

○金兵智則委員 私の予想よりも早く体制が進んできたのかなと思います。

網走の脳疾患の体制が進んだなということで、大変評価をしたいなというふうには思っております。

以上です。

○永本浩子委員長 何か質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、網走厚生病院脳神経外科運営支援事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、7項目めの健康診査事業について説明を求めます。

○永森浩子健康推進課長 議案資料29ページをごらん願います。

平成31年度一般会計健康管理費の補正予算、健康診査事業につきまして御説明いたします。

1の補正の理由及び内容についてですが、国のマイナンバー制度における母子保健情報連携システムにおいて、乳幼児健診や妊婦健診の項目等の追加に伴い、健康管理システムの改修を行う必要があるため、次の経費を追加補正するものです。

健康管理システムの改修費の内容といたしましては、乳幼児健診や妊婦健診の情報を登録する画面及び、登録した情報を出力する機能などに係るシステム改修の委託料として85万4,000円を計上するものであります。

2の補正額についてであります、(1)の歳出予算に記載のとおりで、補正額85万4,000円の財源内訳は国庫補助金56万9,000円、一般財源28万5,000円となっております、補正後の額が700万4,000円となります。歳入予算における補正前の額、補正額、補正後の額につきましては(2)の歳入予算記載のとおりとなります。

以上で説明を終わります。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございませんか。

○村椿敏章委員 マイナンバー制度の連携ということに加えるということなのですが、そのマイナンバ

一制度の問題点も、情報流出とかいろいろ危険な部分もあると思うのですが、今回のこの改修を加えることのメリットというのはどういうことがあるのでしょうか。

○永森浩子健康推進課長 メリットといたしましては、各市町村との情報の連携ということもできるようになるのですけれども、妊婦や乳幼児の適切な健康管理ですとか、行政業務の効率化の推進ですとか、また災害時等の紛失や破棄等にも対応できることですとか、あと1番が個人の健康情報歴を一元的に確認できるような仕組みを構築していくということで、そういうことも狙いの一つとなっております。

○村椿敏章委員 ありがとうございます。
わかりました。

○永本浩子委員長 ほかに質疑ございますか。

○古田純也委員 マイナンバー制度の連携なのですが、そもそもこのマイナンバーに登録しているかどうかという部分もあるのですけれども、乳幼児の方が受診された場合、登録しているかの確認、または登録するだろう指導というのは行われているのでしょうか。

○永森浩子健康推進課長 今のところそうした指導は、直接のところではおりませんが、現実的に例えば個人の方が自分の情報をとりに行くときに、マイナンバーカードが必要になると思います。

そうした周知というのは、この制度を行う前に何かしらの周知が必要ではないかというふうに思っております。

○古田純也委員 はい理解しました。

○平賀貴幸委員 すみません。今の答弁の中でちょっと伺いたいのですけれども、健康履歴の一元管理ができるようになるという話だったのですけれども、これはゆりかごから墓場までずっと管理できるように、このシステムで改修すればなるということなのでしょうか。

○永森浩子健康推進課長 国のデータヘルス改革というのが大きなものでありまして、少しずつ今進めている最中だと思われま。

その一部に今回、妊婦健診ですとか乳幼児健診、将来的には、先ほど言われた「ゆりかごから墓場まで」というふうな体制に整えていくという国の考えはあると理解しております。

○平賀貴幸委員 そうするとまず今回の改修については、あくまでその乳幼児健診期、それから妊婦健

診の記録が一元管理できるだけで、ほかのものについては、特に今回の範囲には入っていないというふうに理解していいですか。

○永森浩子健康推進課長 今回の補正に関してはこの2つなのですけれども、数年前には予防接種のあたりですとか、妊娠届の項目というのはできるようになっております。

○平賀貴幸委員 わかりました。

○永本浩子委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ございますでしょうか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、健康診査事業については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分の債務負担行為の補正についてあわせて説明を求めます。

○田邊雄三市民活動推進課長 議案資料31ページ、32ページ、資料2号をごらん願います。

議案第1号平成31年度一般会計補正予算中、市民活動推進課所管に係る指定管理者に管理を行わせる施設の債務負担行為の補正及び、議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、市民活動推進課所管分について御説明をいたします。

指定管理者合同選定委員会におきまして、資料にありますコミュニティセンター6施設、住民センター2施設、郊外の5集会施設については、地域住民による管理を予定し、地域活動の拠点として設置していることから、地域の人で組織する団体への非公募とし、また指定管理期間については、郊外施設については基本的に区会、町内会の集会施設になっていることから、区会、町内会以外の指定管理は現実的ではないこと、3年間の指定管理期間での更新の事務負担を考慮し、令和2年度以降は指定管理期間を6年間とし、コミュニティセンター6施設、住民センター2施設は、これまでと同様に指定管理期間を3年間とし、指定管理者の候補者として選定したところです。

また、各施設の管理委託料は、コミュニティセンター、住民センターは3カ年分、郊外の集会施設は6年間分を管理委託料債務負担額として、金額については資料に記載のとおりとなっています。

説明は以上です。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ございますでしょうか。

○平賀貴幸委員 郊外施設が6年の管理期間で、それ以外が3年という形で、差があるのだというふうに思います。差がある理由も、どういう形で出てきたのかなというのも伺いたいのですけれども、推測ですけれども、やっぱり31ページにある施設を中心に入館者数の減少だとか、運営に際するいろいろ影響が出てきている部分もあるので、3年程度にしておいたほうが良いという判断もあるのかなと思うのですけれども、その辺どんな感じなのでしょう。

○田邊雄三市民活動推進課長 郊外施設につきましては先ほど御説明したとおり、事務の負担と地域以外はあり得ないということで、地域の負担もそれなりに出ても安定しているということで6年としました。

コミュニティセンター、住民センターにつきましては、良好な運営状況にはありますけれども、各町内会から選出されている運営委員会のなり手不足、長期的な指定管理期間についてはそうした意味から、慎重に判断したいということでこれまでどおりの3年としたところ です。

○平賀貴幸委員 31ページで、各コミュニティセンターや住民センターの中で、1カ所だけ新しい指定管理者になっていると思います。ほかのところは従来の運営委員会なのですけれども、西コミュニティセンターですね。この辺の変更の経緯というのは、申請が運営委員会ではなくてこういう形になって改まったからという形で理解してよろしいでしょうか。

○田邊雄三市民活動推進課長 西コミュニティセンターにつきましては、従来西コミュニティセンター運営委員会が管理運営に当たっておりましたけれども、構成は地域からの委員によるものでありますけれども、その委員の選出が町内会から難しくなってきたということで、より広く地域全体として管理をしたいということで、運営委員会が中心となって、西地区地域活動推進協議会が平成29年度に設立され、この更新に合わせて準備を進めてきたということで、市としてもそれを認めて今回指定管理者候補

者としたところ です。

○平賀貴幸委員 経緯も含めて理解させていただきました。

もう1点、先ほどもちょっとふれましたが、コミュニティセンターの中には、やはりその人口の減少だとか、なかなかその利活用がうまくいかないとかいろいろな理由はあると思うのですけれども、入館者数の減少だとか運営に対するいろいろ影響で、課題を持っているところもあると思うのですけれども、その辺についてはどんなものがあるって、どのような対応をする考えなのか、現時点であれば伺いたいと思います。

○田邊雄三市民活動推進課長 これまでの3年間の運営状況等を、今回各コミュニティセンターと確認をしまして、1番は収入の部分で収入が低いところにつきましては卯原内の西網走コミュニティセンター。あと、大曲の西コミュニティセンターといったところが、ほぼ収支がトントンというところになります。そこら辺のところにつきましては経費の中身を見てですね、不足するところにつきましては、今回手当てをした電気光熱費が少ないところにつきましては、3年間は予定される不足分を見るのですとか、そういうことをして、この3年間でその改善も図っていくということと一緒にやっていくことにしたところ です。

○平賀貴幸委員 管理委託料を、債務負担行為額の中に反映させたという理解をさせていただきました。

今後も各コミュニティセンターでは、いろいろな形で影響が出てくる可能性があるのですけれども、この債務負担行為の3年間についてはこのまま基本的には据え置くのだと思いますが、状況においてはいろいろな形で相談にのっていくことも、市としてあり得るという考え方をお持ちなのか最後に確認できればと思います。

○田邊雄三市民活動推進課長 基本的には、この債務負担行為額の中でやっていくということにしていますけれども、特殊事情が生じたときですとかは、その都度協議して予算確保に働きたいと思います。

○永本浩子委員長 ほかに質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

初めに、議案第7号網走市公の施設に係る指定管

理者の指定についての所管分については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、債務負担行為の補正については、こちらも全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで、理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○永本浩子委員長 それでは再開いたします。

次に教育委員会関係に入ります。

初めに、議案第1号平成31年度一般会計補正予算中、当委員会所管分のうち、博物館網走監獄耐震診断補助金について説明を求めます。

○猪股淳一社会教育部長 議案資料の30ページをごらんください。

平成31年度一般会計文化財保護費補正予算、博物館網走監獄耐震診断補助金について御説明を申し上げます。

補正の理由及び内容でございますが、博物館網走監獄が実施する重要文化財建造物の耐震対策事業を補助するため、この耐震対策に対する補助金として440万円を追加補正するものでございます。

なお、この財源につきましては、全額を北海道地域づくり総合交付金としており、補正額の歳入歳出の内容につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

○村椿敏彰委員 耐震診断の補助金事業の内容は、どのようなものですか。

○猪股淳一社会教育部長 この事業自体は3カ年で実施しておりまして、今年度が最終年に当たります。

全体を申し上げますと1年目の年、平成29年度になりますけれども、その年には地盤の調査ですとか、建物の図面による構造調査を行っております。

2年目、平成30年度につきましては実際の構造診断、耐震実験を行っております。

そして、今回が最終年度になりますけれども、最終年につきましては、2カ年の調査結果をもとに構造補強案を策定しまして、概算の補強費用の算定、そして調査報告書の作成というものが行われることになっております。

○村椿敏彰委員 3カ年ということは、当初の予算から入っていてもいいような気がするのですが、それは何で補正になるのでしょうか。

○猪股淳一社会教育部長 この事業費の関係ですけれども、基本的には事業主体の方が事業費を負担するということにはなりますが、重要文化財ということで国庫補助金がございます。

これは、事業費の大体2分の1以内ということで。そして、北海道も事業費の一部を負担するというので、これが4分の1以内ということで一応ルールをつくっております。

市については、残額の自己負担の4分の1以内ということで取り組んでおりますけれども、市の分については当初予算に計上する。

道についてはですね、道の予算の都合もありますので、この地域づくり交付金の申請を行ってその状況で補正を行うということにしております。

○村椿敏彰委員 わかりました。

ありがとうございます。

○永本浩子委員長 ほかに何か質疑ありますか。

○平賀貴幸委員 構造補強の算定をして、報告書を出してくるというのですけれども、これは年度内に完了できる見込みだというふうに理解してよろしいでしょうか。

○猪股淳一社会教育部長 そのように伺っております。

○平賀貴幸委員 そうすると、それをもとにして博物館網走監獄のほうで、実際に必要となるその耐震対策の事業に来年度から着手するという考え方、基本的にそういうふうになるのだと思いますけれども、その際は市のほうでも予算を含めていろいろな形で相談に乗りながらやっていく考えがあると思うのですけれども、今の時点で基本的に考え方を持ちであれば伺いたいと思います。

○猪股淳一社会教育部長 今年度、調査報告書ができてきた段階で、財団のほうでは整備に向けての整備計画というのをつくることになります。

その整備計画ができた後にですね、どのようにやっていくのかということになるのですけれども、すぐに取り組むということではなくて、多分数年間か

けてどのような形で資金繰りも含めて取り組みを計画すると思いますので、計画が示された段階でまた御協議というか、相談させていただくようなことになるのかなと思っておりますが、今の段階ではまだ未定という状況です。

○平賀貴幸委員 重要文化財も含めてある建物ですから、ぜひ網走市の財産としてという位置づけも、意識も持ちながら関わっていただきたいなと思います。

以上です。

○永本浩子委員長 ほかに何か質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、博物館網走監獄耐震診断補助金については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分の債務負担行為の補正について説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案資料の32ページをごらんください。

網走市公の施設に係る指定管理者の指定について、スポーツ課所管分を御説明いたします。

資料の下から1段目、網走市西地域プールにつきまして令和元年11月15日に開催しました、指定管理者合同選定委員会におきまして、地域に密着した運営などを評価し、令和2年度から令和7年度の6年間につきましても、引き続き網走市西地域プール管理運営委員会を指定管理者の候補として選定したところでございます。

また、その際の管理委託料の債務負担限度額は6年間で1,588万8,000円でございます。

なお今回、指定管理者における運営の安定化を図る観点から、指定期間を従来の3年から6年に見直しをいたしました。一方、期間を6年とすることで指定管理者における運営上のリスク、例えば物価の上昇なども考えられることから、3年目に運営状況のヒアリングを行うものとし、経費見直しの必要が

生じた場合は協議することといたしております。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは、質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それではお諮りいたします。

初めに、議案第7号網走市公の施設に係る指定管理者の指定についての所管分は、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

次に、議案第1号平成31年度網走市一般会計補正予算中、所管分のうち、債務負担行為の補正については、全会一致により原案可決すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それではそのように決定されました。

○永本浩子委員長 では次に移ります。

議案第9号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定について説明を求めます。

○小松広典学校教育課長 議案資料59ページをごらん願います。

議案第9号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部改正概要について御説明申し上げます。

初めに改正の趣旨でございますが、総合教育会議で協議決定した網走市いじめ防止基本方針の実施に当たり、いじめ防止対策推進法による機関とその報酬を定めるため、所要の改正を行おうとするものでございます。

改正内容につきましては、網走市の附属機関として網走市いじめ問題再調査委員会を、教育委員会の附属機関として網走市いじめ問題等対策連絡協議会、網走市いじめ問題専門委員会、網走市いじめ問題調査委員会の4機関を追加するもので、網走市いじめ問題等対策連絡協議会は、いじめ問題対応において関係機関との適切な連携が必要であるため、平素から関係機関の担当者との情報交換や連絡などの情報共有体制を構築するために設置し、網走市いじめ問題専門委員会は、いじめ防止等のための対策を実効的に行うため、法律、医療、心理または福祉に関する専門的な知識を有する者、その他学識経験者で構成しまして、網走市いじめ問題調査委員会は、

重大事態が発生した場合、教育委員会が設置する調査のための組織で、網走市いじめ問題再調査委員会は、市長が当該事件の報告を受け、その報告にかかる重大事態への対処、または当該重大事態と同種の事態の発生防止のため、必要があると認めるときに再調査を行う組織でございます。

また、報酬につきましては、いじめ問題再調査委員会、いじめ問題専門委員会、いじめ問題調査委員会の3機関について定めようとするものでございます。

施行期日につきましては、公布の日から施行しようとするものでございます。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

○金兵智則委員 ちょっと確認をさせていただきたいと思いますが、この委員会の委員になれる方々というのは、網走市の市民ではないといけなという決まりはあつたりするのですか。

○小松広典学校教育課長 網走市民というような限定したものについては、定めはしておりません。

○金兵智則委員 わかりました。

それでですね、いじめ問題専門委員会といじめ調査委員会の構成が法律、医療、心理の専門の方という、内容的には似たような、ほぼ変わらない構成になっているのですけれども、これはまたこの辺の方々は両方にかぶってくるのかそういったような考え方というか、どのような考え方になっているのかお伺いしたいと思います。

○小松広典学校教育課長 いじめ問題調査委員会につきましては、国の基本方針において法律・医療・心理または福祉に関する専門的な知識を有する者などというような形で提示されておまして、その調査機関についてはいじめ問題専門委員会の委員を兼ねることも否定する問題ではないような記載があるところでございますので、基本的にはいじめ問題調査委員会につきましては、いじめ防止等のための調査研究と有効な対策を検討するための専門的知見から審議するような形になっておりますので、同様の法律、医療、心理または福祉に関する専門的な知識を有する者というような委員の構成となるような定めをしようとしているものでございます。

○金兵智則委員 ざっくり言えば、いじめ問題専門委員会が対策を含めていろいろやっていく委員会ですと。いじめ問題調査委員会というのは、重大な

事案が発生したときの調査をする委員会ですという内容なのだと思います。

国の定める法律のほうでは、専門家の皆さんを入れた中で、それを両方兼務するのは別に問題ないですよという答弁だったと思うのですが、ざっくり言えば対策をする人が調査をするというところはやはりちょっと素直にすつと腑に落ちないという部分はもちろんありますので、特に網走市民ということに限定するところではないということですので、やはりこの対策をする方々と調査する方々というのは法律にかかわる方。それと医療にかかわる方などなどということで、構成としてはかぶるのだと思いますけれども、同じ人がやるというのはちょっとなかなか難しいのではないかなというふうに思うのですが、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

○小松広典学校教育課長 網走市いじめ問題専門委員会につきましても、網走市いじめ問題調査委員会につきましても目指すところは一緒であるため、考え方としては特に同じ共通のところに向かって置いている組織だとは思いますが、ただ該当するいじめ事案の利害関係者となる場合につきましては、委員を入れかえしましたり、あと客観性を保つために必要な場合は2名まで増員できるような仕組みとしようとしているところでございます。

○金兵智則委員 目指すところは一緒というのは、どういうところなのですか。専門委員会と調査委員会の目指すところが、一緒というのはどういうことですか。

○小松広典学校教育課長 目指すところはいじめの防止ですとか、あと同種の事態の発生防止のためというところであると考えております。

○金兵智則委員 目指すところは、いじめ対策の防止ということなのだと思うのですが、ただ防止をしていた中で重大事案が発生しちゃったから調査委員会が立ち上がるのですよね。そうしたら、それは何かちょっと話が変わってくるのじゃないのかなと思うのですが、それはどういうことなのですか。

○林幸一学校教育部長 いじめ問題の専門委員会につきましては、いじめ防止に関する内容が中心で、そういった政策等についての組織になるかと思えますけれども、調査委員会につきましては事案が発生した場合、こちらのほうでそれらの専門の委員さんたちが集合して調査するという委員会になりますの

で、そういった意味ではちょっと意味合いが違ってくる組織になるかなと思います。

○金兵智則委員 今部長のおっしゃるとおり、やっぱり意味合いが違う委員会なのだと思うのです。それで、専門の知識を有する方を入れるので、同じ方がなれる可能性もあるのだと思います。たくさん法律の専門家がいるわけでもないところですから、それは同じ方がなれるとは思うのですが、ここここはもう最初から同じ方々が委員ですよ、利害関係のある方が調査委員会になるわけがないのであったら入れかえますよ、ではなくて、専門委員会のほうはその対策をやっていただく方、こういう方々がやりますと。調査をするに当たってやる時はこういう委員としますと。それが同じ方々となっている可能性もあるのだと思うのです。そこは考え方をちゃんと持っておかないと。ここここはもうイコールの人間でやりますだと、対策もしているのに調査もするのかという話になりますので、そこは考え方としてしっかり持っていただきたいということを、さっきから言っているのですけれども、その辺はいかがですか。

○林幸一学校教育部長 専門委員会と調査委員会のメンバー構成に関しましては、やっぱり調査委員会につきましては事実関係を明確にしていくという部分もございまして、公平性、中立性を保つ委員構成ということも必要になってくると思いますので、調査委員会の中で、事案の利害関係者となる場合は委員の入れかえもするというにはしておりますけれども、委員の構成につきましてはこれから考えていきたいと思っておりますので、そういった御意見も参考としながら進めてまいりたいと思っております。

○金兵智則委員 決して法律の方が両方やってもらいましょうではなくて、ちゃんとこっちの委員会にはこういうメンバー、こっちの委員会にはこういうメンバーだよねと。調査委員会というのは、何かが起こらないと立ち上がらない委員会だと思いますけれども、その考え方だけはしっかり持っていたかかないといけないということをもう一度言わせていただきたいと思っております。

お願いいたします。

○永本浩子委員長 ほかに何か質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

議案第9号網走市附属機関条例及び報酬職員給与条例の一部を改正する条例制定については、全会一致により原案可決すべきものとして、決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

○永本浩子委員長 次に移ります。

報告第1号平成31年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告について説明を求めます。

○阿部昌和スポーツ課長 議案資料の76ページをごらんください。

平成31年度一般会計スポーツ施設整備費補正予算、スキー場整備事業に係る専決処分の報告について御説明をいたします。

補正及び専決処分の理由及び内容であります。網走レークビュースキー場のリフトにつきまして、本年10月に整備点検を行った際、常用制動機いわゆるブレーキですが、この部分とワイヤーのテンションを調整する油圧シリンダーに不具合が見つかり、スキー場のオープンに間に合うよう修繕するためには緊急を要する状況であったことから、その経費について地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものであります。

補正額であります。補正前の額が1,187万円、補正額が339万8,000円、補正後の額が1,526万8,000円となり、財源内訳は記載のとおりであります。

専決処分年月日であります。令和元年10月23日であります。

説明は以上でございます。

○永本浩子委員長 それでは質疑に入ります。

質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それではお諮りいたします。

報告第1号平成31年度網走市一般会計補正予算に係る専決処分の報告については、全会一致により報告承認すべきものとして決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定されました。

ここで、理事者入れかえのため暫時休憩いたします。

午前11時04分休憩

午前11時07分再開

○永本浩子委員長 最初に、請願第22号網走市介護支援ボランティア制度の導入に関する請願についてですが、お手元に配られている資料1をごらんください。

前期の平成30年6月21日に採択と決定され、請願原本を市へ提出した経緯がございます。

網走市議会会議規則第96条に採択された市に対する請願、陳情は、「その処理の経過及び結果の報告を請求すべきと決したものについては、これを請求しなければならない」と記載されており、委員会内において請求すべきと決定されていたため、今回請求した次第でございます。

現時点での市の状況について報告を求めます。

○高橋善彦介護福祉課長 網走市介護支援ボランティア制度の導入に関する請願のその後の経過でございますが、平成31年度当初予算におきまして、介護支援ボランティアポイント事業として281万円を予算計上し事業化したところでございます。

事業の趣旨でございますが、この事業は介護保険制度における地域介護予防活動支援事業としまして、高齢者のボランティア活動を通じて社会参加、地域貢献を行うとともに高齢者自身の介護予防、健康増進を図ることを支援するため、ボランティア活動に取り組む高齢者等の活動実績に応じてポイントを付与して評価するものでございます。

次に事業の概要でございますが、事業の対象者は、社会福祉協議会にボランティア登録をされている40歳以上の市民となります。

内容は、当該事業の制度に登録したボランティアさんにボランティアポイント手帳を交付しまして、市が指定する介護施設や市の介護予防事業において、ボランティア活動の実績に応じた評価ポイントを付与しまして、当該ポイントを転換したボランティア応援券というものを交付するものであります。

ポイント付与につきましては、1時間以上2時間未満の活動で1ポイント付与され、1日2ポイントを上限としまして、ボランティアポイント手帳にスタンプを押印するものでございます。

ボランティア応援券につきましては、1ポイントを100円相当としまして、日帰り入浴、バス・ハイヤーの乗車料、コミュニティセンター、体育施設等の利用料などに利用することができるものであります。10ポイント以上で交換することが可能となり、年間5,000円分が上限となります。

対象となる活動場所につきましては、介護施設等

で老人保健施設やグループホームなど合計で16施設でございます。また、介護予防事業では、高齢者ふれあいの家やらくらく健康トレーニング、認知症カフェなどが対象となっているところでございます。

次に活動の実績でございますが、介護施設等においては10月末現在で8施設、活動日数が174日、延べ242名が活動をしているところでございます。

また、10月末現在の当該事業における登録ボランティア数は377名となっております、このうち新規にボランティア登録された方は16名いらっしゃるところでございます。

今後の予定としましては、年明け1月から3月までに、前年分の活動実績に応じたボランティア応援券への交付受付が始まるところでございます。

6月より事業を開始しまして半年が経過しましたが、特に大きなトラブルもなく順調ではございますが、今後もボランティアさんなどの御意見をお聞きしながら改善すべき点は修正していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○永本浩子委員長 ただいま報告いただきましたが、今回報告に関して何か質疑はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいですか。

それでは、請願第22号に対する市の状況等を聴取したということではよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○永本浩子委員長 では次に、陳情1件について審査を行います。

それでは、「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに、「福祉医療制度の実施に伴う国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書提出についての陳情について審査をいたします。

この陳情について委員の皆さんの御意見、御見解をお示しいただきたいと思っております。

いかがでしょうか。

○古田純也委員 大変少子高齢化に向けて、妊婦の関係では大変期待したい制度ではあるのですがけれども、なかなかまだ中身のほうが悪化する点が幾つかあると思われまして継続でということですか。

○永本浩子委員長 ほかの委員さん。

○平賀貴幸委員 国によるこうした法律が、成立したというのは確かでございます。これを受けて、必要

な対応は進めていく必要があるというふうに思います。

ここにきてやっと妊婦加算ですね、あれが廃止される方向性も国のほうでは出てきてですね、そうはいつでもその複数連携の医療を使う場合については、一定の別の手だてがされるようなこともありますけれども、妊産婦であるがゆえにいろいろな負担があるというのは、今の少子高齢化の時代から考えてどう考えてもよくないという状況だと思います。

それを市町村が、独自の制度に基づいていろいろ支援していくと、実際に入ってくるお金が減らされるということがあるということも書いてあるわけで、これはやはり地方自治体としては、これ当然こういうことをされたら困るわけですから、今継続という意見がありますけれども、継続ではなくてですね、自治体の財源をきちっと確保して自治体の自主性を認めようという趣旨ですから、これは採択をして地方自治体としてしっかりと示していくべきものだというふうに考えます。

○永本浩子委員長 それでは、他の委員さんはいかがでしょう。

○村椿敏章委員 この陳情にあるように、全国で差別がなくということですね。できるようにしたほうがいいということ、それからやはり逆に自治体が行っているものに対して国庫補助金の削減措置というのは、これはおかしいと思いますので採択すべきだと思います。

○永本浩子委員長 今、採択2名と継続ということで御意見が出ておりますけれども、ほかの委員さんはいかがですか。

○金兵智則委員 意見については、平賀委員のほうから会派の意見として言っていただきましたのであれなのですけれども、ちょっと御参考までに先ほど古田委員のほうから中身について疑問がある点が何点かあるということ、その何点かというのはどうということなのか、御説明していただいたほうがいいのかなど思ったのですけれども。

○永本浩子委員長 それでは、委員間討議ということで切りかえたいと思いますので。

○古田純也委員 まずはこの妊婦さんが受けられる医療、受診される病気に対してですね、幅広い受診内容があるので、それがまだ明確になっていないという部分があるので、その辺をちょっと精査したいというところから一旦継続という形にしました。

○平賀貴幸委員 妊婦さんに限らずですね、人間が生きている以上、幅広い病気にかかる可能性は全部あるのですよね。幅広い範囲というのは、全ての病気ということになりますよね。それを勉強していくとなると、医大に行くとか何かそれぐらい勉強しなければいけないぐらいのレベルなので、そこを理解するというのはなかなか我々では難しいと思いますので、ここはそういったそのどんな病気があるのか理解するというのではなくて、制度として今どういうふうに成り立っていった、実際に網走市が自治体独自で妊産婦に対する医療の助成制度を動かしたときに、国庫補助の削減となる不利益自体をなくしましょうというこれは自治体からの陳情ですから、私はそこに今、古田委員がおっしゃったことにこだわらず、採択していくべきだというふうに考えているところなのですけれどもいかがでしょうか。

○永本浩子委員長 ただいまの平賀委員の御意見に対して。

○近藤憲治副委員長 先ほどから古田委員が継続という考え方で、私としても継続という考え方です。

これは総論としては、あくまでもこの成育基本法が国会で成立をして、そこからさまざまな施策を具体化する段にある中での陳情だというふうに認識しますが、助成制度があったほうがいいですねといういわゆる総論ではですね、多くの共感を呼ぶのだと思うのですけれども、具体的な制度設計をした場合に、やはり一方で考えなければならないのが、我が国の医療費というのはどんどん伸び続けているわけですから、そのバランスをどうとっていくのかという議論が厚生労働省の中でもされているというふうに私は認識をしています。

地域から声を上げることは大切だというお考えの方もいらっしゃると思いますが、それはそういう認識だと承りますけれども、やはり一方で我が国のこれからの持続可能性も考えていくと、こういった子育て支援の充実は当然必要であるけれども一方で財源の、また財政の持続可能性というのも考えながら、私どもは地域から声を上げていく必要があるというふうに考えていますので、制度設計を含めて精査をさせていただきたいので継続ということで考えております。

以上です。

○永本浩子委員長 いかがでしょうか。

今、近藤委員のほうからも意見が出ましたけれども。

○平賀貴幸委員 制度設計が必要だということは理解ができなくもないのですけれども、財政全体のことを考えたときは、将来の税負担の可能性のある子供たちをしっかりと産み、育てやすい環境をつくるということは、余り言い方が好きじゃないですけれども、労働力の再生産を円滑に行って、持続可能な地域や国をつくっていくにはやっぱり必要不可欠なのですよね。

そこに資する動きを自治体としていくということは、制度設計上も短期的にも長期的にも私は意味がある状況だと思います。

子供がたくさ生まれ、どんどん人口がふえていくような時代ですと、今近藤委員のおっしゃったようなことも、確かにそのとおりに思う部分もあるのですけれども、時代は明らかにそうではなくて先日も90万人を割ったということでもありますから、労働力の再生産という言葉は本当に好きじゃないのですけれども、そういった点を考えてやはり子供を産み育てる環境をつくりやすくする、これは網走市の人口動態を考えてもそこは欠かせないと思うのですよね。

一方で、年齢の高い方々に対する医療の負担ですとかそういった部分でも、国はいろいろ協議をしているようですから、そこはそこでやっていただかなきゃいけないと思いますけれども、この妊産婦、幼児期、児童期に係るものについては、私は積極的に自治体として意見書を提出するなど、しっかりと意思を表示していくことはやっぱり大事だというふうに思うところです。

○永本浩子委員長 ただいまの平賀委員の発言に対して何か御意見ありますでしょうか。

○近藤憲治副委員長 ございません。
変わりません。

○永本浩子委員長 それでは、継続のほうも変わらないということで、意見の一致を見ませんでしたのでお諮りいたします。

陳情第14号「国による妊産婦医療費助成制度創設」並びに「福祉医療制度の実施に伴う、国保国庫負担金の削減措置廃止」を求める意見書提出については、意見の一致を見なかったため、閉会中継続審査とすることを報告することに決定してよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

それでは、そのように決定いたします。

○永本浩子委員長 全体を通して各委員から何かございますでしょうか。

○平賀貴幸委員 議案等に含まれてはいないですけれども、僻地保育所についての不適正な会計処理の関係について、最終報告がまだ示されていないと思うのですけれども、これはどのようなスケジュールで見込んでいるのか現状で伺えればと思います。

○桶屋盛樹健康福祉部長 現在ですね、地域と協議をしております、事務処理マニュアルを今整理しているところで、その整理が進んだ時点で再度地域と話をして支援策等を検討して年度末までにはお示しするような形で考えております。

○平賀貴幸委員 理解はしましたが、できるだけ早い時期に示していただいて、状況によっては必要な修正ということも考えられなくもないと思うものですから、その辺できるだけ配慮をお願いいたします。

以上です。

○永本浩子委員長 他に何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

よろしいでしょうか。

それでは、これで文教民生委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時22分閉会